

仕様書

1 件 名 カーテン・ブラインド賃貸借契約

2 履行期間 2022 年 12 月 1 日から 2030 年 11 月 30 日まで (96 ヶ月)

3 場 所 済生会新潟病院

4 取付場所・数量及び面積

別紙「カーテン内訳書」「ブラインド内訳書」のとおり

5 防災カーテンの生地仕様について

- (1) 消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。
また、防災ラベルは、(イ) ラベルのものを使用すること。
- (2) 耐光堅牢度は 4 級以上 (JISL-0842)・洗濯堅牢度は 4 級以上 (JISL-0844) を使用すること。
- (3) 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
- (4) 上記の仕様を基に、病院側で選定指定した生地と同等以上 (㎡単価が同一金額以上) のものを使用すること。

6 防災カーテンの縫製について

- (1) 窓で使用する防災ドレープ・遮光・レースカーテンは、A 棟は二つ山・箱ヒダ 1.5 倍以上、B 棟はプレーン 1.0 倍の仕立てを行うこととする。
- (2) フックは、金属製を使用し、防災カーテンが脱落せず特に病室内メッシュカーテンは、レールランナーから抜け落ちないように生地に織り込み生地から外れぬ様仕立てること(ポケットフック指定)。なお、院内交換作業時でのカーテンフックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。
- (3) 縫製防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防災カーテン 1 枚ごとに縫い付けサイズを記入すること。
- (4) A 棟シャワーカーテンは交換用カーテンを、同一生地・同数量 (内訳参照) にて縫製を行うこととする。

7 定期メンテナンス

(1) 回数

カーテン

全館 12ヶ月に1回(賃借期間中 7回)

A棟シャワーカーテン 1ヶ月に1回(賃借期間中 95回) ※交換メンテ

ブラインド

全館 12ヶ月に1回(賃借期間中 7回)

※吊レールの拭き上げ作業も同工程内で行うこととする

(2) カーテンクリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し下記の方法にて行うこと。

- ① 予洗 (1回～2回 常温にて最低5分以上)
 - ② 本洗 (1回～2回 30℃～60℃の温水で洗剤と共に10分以上)
 - ③ 濯ぎ (2～3回 1回につき最低3回以上)
 - ④ 脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
 - ⑤ プレス仕上げ 100℃前後の高温での仕上げ。
- (3) 交換作業の実施にあたっては、事前に作業工程表を提出し病院の承認を得ること。
- (4) カーテンの取外し・取付はすべて賃貸業者が行うこと。
- (5) カーテンの交換作業に当たっては患者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、病院職員の指示により速やかに行うこと。また、取り外し時は、カーテンを床へ落下させないようにランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。
- (6) クリーニングにかかる期間は交換作業を含めて1回のメンテナンス作業につき10日以内、全館の作業を2ヶ月以内に終了すること。
- (7) 洗濯期間中は代替カーテンを賃貸業者で用意し常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- (8) ブラインド(吊レール含む)のクリーニングは除菌洗剤にて拭き上げ作業とする。
- (9) クリーニング作業は平日9:00～18:00に行い土日・祝祭日は作業不可とする。

8 臨時メンテナンスについて

- (1) 特に汚れが目立つ場合は、病院の要望に従い随時洗濯を行うこと。
- (2) 上記の交換作業は原則として賃貸業者が行うこと。
- (3) 病院の依頼当日又は翌日には代替カーテンを用意し対応すること。
- (4) ブラインドについては修理内容を確認後、病院と作業日程を協議すること。
※土日・祝祭日は翌日以降の対応とすること。
年末・年始等賃貸業者が長期休業となる場合には事前に報告すること。

9 納入について

- (1) 賃貸業者はカーテンの仕立前に、実測すること。
- (2) 社名表示を行うときは、できるだけ目立たない箇所に取り付けること。
- (3) カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は賃貸業者の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。また、作業中の物損及び対人傷害を想定しそれを補償する保険に加入していること。
- (4) カーテンは、病院が指定する場所から搬入・搬出すること。
- (5) 賃貸業者は、病院の業務運営に支障をきたさないよう、清潔なカーテンの保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については、常時必要な措置を講ずること。
- (6) 賃貸業者は、関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- (7) 賃貸業者は、取り付けた場所ごとにカーテン等の種類、サイズ、数量、交換の履歴等が把握できるカーテン台帳を作成し、発注者へ提示できるよう常に整備しなければならない。

10 その他

- (1) 入札参加業者は、社会的認知度のある国際標準規格（ISO）若しくは医療関連サービスマークの認定業者であること。仕様に該当しない業者は、参加資格のないものとする。
- (2) 入札参加業者は、新潟県内に 400 床以上の病床数を有する病院のカーテン賃貸借契約を、2017 年 4 月 1 日以降、12 ヶ月以上継続して行った実績を有するものとする。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 5 項に規定する感染症等の病原体により汚染されているカーテン（汚染されているおそれがあるものを含む）についての消毒等は、病院で処理するものとする。
※都度協議の上、適切な対応をすること。
- (4) 賃貸業者は、メンテナンススタッフに対して、本業務に必要な知識、技術及び接遇対応等を向上するための指導及び研修等を定期的実施し、本業務を円滑に行うことができるよう万全を期すこと。
- (5) 賃貸業者は、業務実施状況について、常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (6) 賃貸業者は、定期・臨時を問わず、メンテナンスを実施した場合は、作業内容を病院に報告すること。
- (7) 病院敷地内は禁煙とする。
- (8) 契約期間中の追加カーテンは、病院が別途購入するがメンテナンスは賃貸業者が負担すること。なお、増築・大規模改修等は別途協議とする。
- (9) 契約期間満了後の入替に伴う既存カーテンの処分費については、賃貸業者が負担すること。
- (10) 仕様書の解釈について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。